Embassy of Japan
in the Kyrgyz Republic

対キルギス無償資金協力「経済社会開発計画（リハビリテーション関連機材）」に係る交換公文の署名交換について

１０月２３日、平野隆一駐キルギス日本国特命全権大使と、スイナリエフ・ルスラン・キルギス共和国財務大臣との間で、供与限度額を 4 億 3,000 万円とするキルギスに対する無償資金協力「経済社会開発計画（リハビリテーション関連機材）」に関する書簡が署名・交換されました。また、西形康太郎ＪＩＣＡキルギス事務所所長と同大臣との間で、同案件に関する贈与契約が署名されました。

キルギスでは、近年、心血管疾患や脳卒中等の非感染性疾患への対応が重要となっており、患者の身体機能の回復や社会復帰を支援するリハビリテーションサービスの充実が求められています。同国では、国民の健康増進及び保健医療サービスの質の向上に向けた取組が進められており、早期診断からリハビリテーションまでの医療サービス提供体制の強化が重要となっています。

この協力は、日本製の CT 装置及び歩行訓練支援機器を供与することにより、同国における診断・リハビリテーション機能の強化を図り、もって同国の保健医療サービスの向上及び経済社会開発に寄与するものです。

本協力は、我が国の対キルギス国別開発協力方針における重点分野「行政・社会サービスの向上」に合致するとともに、２０２５年１２月に初めて実施された「中央アジア＋日本」対話・首脳会合の成果として採択された首脳共同宣言（東京宣言）で示された「人づくり」に資するものです。本案件を通じて、同国の保健医療体制の強化及び国民の生活の質の向上に貢献していきます。

